



Tenma
Hospital
Group

介 護 老 人 保 健 施 設

小 松 島 名 月 苑

(入所)

重 要 事 項 説 明 書



773-0015 小松島市中田町字狭間 48 番地

TEL 0885-33-1828

FAX 0885-32-0853

介護老人保健施設小松島名月苑のご案内
(令和6年4月1日現在)

1.【施設の概要】

法人名	医療法人 栄寿会
法人所在地	徳島県徳島市名東町1丁目91番地
代表者氏名	理事長 福本 礼
施設名	介護老人保健施設 小松島名月苑
開設年月日	平成5年10月1日
所在地	徳島県小松島市中田町字狭間48番地
定員	57名
電話番号	0885-33-1828
FAX 番号	0885-32-0853
管理者の職・氏名	施設長(医師) 片山和久
介護保険事業所番号	3650380011

2.【運営方針】

当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指します。

当施設では、利用者の意思および人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体束縛を行いません。

当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者および関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。

3.【居室等の概要】

施設では以下の居室・設備をご用意しています。尚、室料は全額自己負担となります。

居室・設備の種類	室数	室料(日額)
個室(1人部屋)Aタイプ	2室	1,100円(消費税込)
個室(1人部屋)Bタイプ	3室	1,650円(消費税込)
4人部屋	13室	無料

個室への入所をご希望される場合は、その旨お申し出ください。個室を希望される場合は12頁の本契約にかかる確認事項(入所)の回答欄の“希望する”を丸で囲んで下さい。

4.【定員】

入所定員	57名(57床)
短期入所療養介護	上記57床のうちの空床を利用
通所定員	20名

5.【施設の職員体制】従業者の勤務体制

施設の定員より介護保険法上の人員基準に定められた従業者の職種別人員数は以下のとおりです。利用者全体の介護の度合いを考慮して、通常業務に支障がないよう早出・遅出・夜勤等を組み合わせます。

	職員数	業務内容
医師	1名以上 (常勤専任)	利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
看護職員	6名以上 (常勤換算)	(夜勤1名)医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の施設サービス計画及びリハビリテーション計画に基づく看護を行う。
介護職員	13名以上 (常勤換算)	(夜勤2名)介護職員のうち6割以上が介護福祉士資格保有者。利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
支援相談員	1名以上	利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携を図るほか、ボランティアの指導を行う。
理学療法士等	1名以上 (常勤換算)	医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
介護支援専門員	1名以上	利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
管理栄養士	1名以上	利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。

6.【留意事項】

- ・面会は、9:00 から 17:00 までとします。(感染状況等により制限させていただく場合があります。)
- ・消灯時間は、21:00 とします。
- ・外出外泊は、職員の許可を得てください。
- ・館内は禁煙とします。
- ・ペットの持ち込みは、禁止します。
- ・利用者の営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は禁止します。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止します。
- ・アルコール、たばこ、ライター、刃物等の持ち込みは禁止します。

7.【必要物品】

- ①所持品・備品等の持ち込みは、最低必要限度とします。

介護保険証及び各種健康保険証(確認後返却します)

洗面用具(コップ、歯ブラシ、タオル5枚、電気カミソリなど)・トレーナースーツ・肌着・靴下3～5枚・介護用シューズ・大判タオル5枚。《必ずすべてにフルネームを記入してください。詳細については別紙にて説明あります。》

自分の毛布等を利用される場合は防災仕様のものをお願いします。

- ②貴重品や私物の管理は利用者またはご家族でお願いします。特に現金は必要ありませんので、施設内での保管はご遠慮ください。万が一紛失されても、責任は負いかねます。

現金が必要な場合は、ご家族と相談の上、当施設で立て替えて利用料請求時に一緒に請求させていただきます。

- ③入所中、外泊中を問わず、歯科以外の医療機関にかかる場合は前もって医師または支援相談員にお知らせください。各種健康保険証・重度心身障害者等医療受給者証が別途必要となります。

8.【協力医療機関等】

当施設は利用者に対し施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関または協力歯科医療機関での診察を依頼することがあります。

< 協力医療機関 >

名称	医療法人栄寿会 小松島天満クリニック
所在地	小松島市中田町字狭間 47 番地
電話	0885-32-8870
名称	医療法人栄寿会 天満病院
所在地	徳島市蔵本町 1 丁目 5 番地 1
電話	088-632-1520
名称	医療法人加藤会 小松島金磯病院
所在地	小松島市金磯町 10 番 19 号
電話	0885-33-1211

< 協力歯科医療機関 >

名称	山本歯科クリニック
所在地	小松島市中郷桜馬場 8 番 7 号
電話	0885-33-2530

当施設は利用者に対し当施設での対応が困難な状態または専門的な医学的対応が必要と判断した場合、責任をもって他の専門的機関を紹介します。

9.【緊急時の対応、及び、事故発生時の対応】

①緊急時の対応

その他、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設では、利用者に対し必要な措置を講じますが、当施設の医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、まずは協力医療機関、次いで、他の機関での診療を依頼します。原則として、依頼前には身元保証人(緊急連絡先)へ速やかに連絡しますが、病状が深刻で、早急な対応が望まれる場合、緊急連絡先に連絡がつかない場合には、関係者への事前説明は行わず、当施設の医師の判断により、医療機関へ搬送いたします。

②事故発生時の対応

サービス提供中にけが等の事故が発生した場合は応急処置をし、協力医療機関に受診、または救急車を要請した上で利用者および扶養者が同意書に記載した者に対し速やかに連絡します。重大な事故の場合は保険者である市町村に連絡します。なお損害賠償に対応できるよう損害保険に加入しております。

事故対策委員会を設置し原因を究明し、再発防止に努めます。

10.【入所時のリスクについて】

13頁の【入所時のリスクに関する事項】を御覧の上、予めご了承下さい。

11.【苦情または要望】

利用者および扶養者は当施設の提供する介護保健施設サービスに対して、苦情または要望等を管理者、介護支援専門員または支援相談員に申し出ることができます。

【管理者:片山和久】【介護支援専門員:仁義由香利】【支援相談員:渡部知弘、神原尚子】

直接職員等に言いにくい場合は、ご意見箱に投書下さるか、郵送でも構いません。また各市町村介護担当窓口（下表）や徳島県国民健康保険団体連合会介護保険課（TEL 088-666-0117）に申し出ることも出来ます。

苦情または要望等は担当部署が問題点を改善し、介護支援専門員が整理・記録し、管理者が管理します。ご不明な点、ご質問、ご意見、見学の希望等ございましたらご遠慮なくおたずねください。

・お問い合わせ（連絡先 TEL 0885-33-1828 介護老人保健施設小松島名月苑）

<各市町村介護保険担当窓口>

市町村窓口	住所	電話番号
徳島市市役所 保健福祉部 介護保険課	徳島市幸町2丁目5	088-621-5586
鳴門市役所 健康福祉部 長寿介護課	鳴門市撫養町南浜字東浜 170 番地	088-684-1175
小松島市役所 保健福祉部 介護福祉課	小松島市横須町1番1号	0885-32-3507
阿南市役所 保健福祉部 介護保険課	阿南市富岡町トノ町 12 番地 3	0884-22-1793
南部総合県民局 保健福祉環境部	海部郡美波町奥河内字弁才天 17 番地 1	0884-74-7361
阿波市役所 健康福祉部 介護保険課	阿波市市場切幡字古田 201 番地 1	0883-36-6814
美馬市役所保健福祉部 長寿・障がい福祉課	美馬市穴吹町穴吹字九反地 5 番地	0883-52-5605
三好市役所みよし広域連合介護保険センター	三好市池田町マチ 2429 番地 1	0883-76-0030
西部総合県民局 保健福祉環境部	三好市池田町マチ 2415 三好庁舎	0883-76-0413
吉野川市役所 健康福祉部 介護保険課	吉野川市鴨島町鴨島 115 番地 1	0883-22-2264
石井町役場 長寿社会課 介護保険係	名西郡石井町高川原字高川原 121 番地 1	088-674-6111
藍住町役場 健康推進課	板野郡藍住町奥野字矢上前 52 番地 1	088-637-3115
板野町役場 福祉保健課(介護保険室)	板野郡板野町吹田字町南 22 番地 2	088-672-3311
つるぎ町役場 長寿介護課 介護保険係	美馬郡つるぎ町貞光字中須賀 42 番地 1	0883-62-3113
上板町役場 福祉保健課	板野郡上板町七條字経塚 42	088-694-6810
神山町役場 健康福祉課 介護保険係	名西郡神山町神領字本野間 100	088-676-1114
海陽町役場 地域包括ケア推進課	海部郡海陽町奥浦字新町 44 番地	0884-73-4312
勝浦町役場 福祉課	勝浦郡勝浦町大字久国字久保田 3	0885-42-1502
上勝町役場 本庁 住民課	勝浦郡上勝町大字福原字下横峯3番1号	0885-46-0111
北島町役場 保険福祉課	板野郡北島町中村字上地 23-1 北島総合庁舎	088-698-9805
松茂町役場 長寿社会課	板野郡松茂町広島字東裏 30 番地	088-699-2190
那賀町役場 保健医療福祉課	那賀郡那賀町延野字王子原 31 番地 1	0884-62-1141
牟岐町役場 健康生活課	海部郡牟岐町大字中村字本村 7-4	0884-72-3417
佐那河内村役場 健康福祉課	名東郡佐那河内村下字西ノハナ 31 番地	088-679-2971
美波町役場 福祉課	海部郡美波町奥河内字本村 18-1	0884-77-3614
東みよし町役場 福祉課	三好郡東みよし町加茂 3360	0883-82-6306

※その他の窓口；徳島県庁 保健福祉部 長寿いきがい課 介護保険指導担当

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1 TEL:088-621-2159

12.【衛生管理】

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針(別添)を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

- (1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
- (4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

3 管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

13.【非常災害対策】

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者を定める。
- (2) 火元責任者には、各階職員の主任及び職務責任者を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼し、点検の際は防火管理者が立会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)……年2回以上
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……………年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……………随時
 - ④ 災害対策訓練(地震、水害等)…… ……年1回以上その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (7) 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

14.【業務継続計画の策定等について】

施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するために、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

15.【入所中のリスクについて】

契約にかかる確認事項の【入所中のリスクに関する事項】を御覧の上、予めご了承下さい。

介護保険施設サービスについて
(令和6年8月1日現在)

1. 介護保険証の確認

介護保険証をお持ちで、要介護認定を受け、病状が落ち着いており、家庭復帰が望める方が対象になります。説明を行うに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. サービスについての概要

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・扶養者の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. サービスの内容

- ①医療；介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療を行います。
- ②看護・介護；施設サービス計画（ケアプラン）に基づいて実施します。計画は、定期的に（3ヶ月単位）及び介護保険更新時に見直します。
- ③機能訓練；当施設は医師の指示により理学療法士等が集团的・個人的訓練を実施します。
- ④食事；管理栄養士が普通食・療養食・刻み食・流動食等を用意します。施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。持込品がある場合は、必ず職員にお伝え下さい。お祝いなどで食べる場合等、その場で食べきれる量の持込みでお願いします。また、感染症・食中毒予防等の理由により、お控えいただく場合があります。「入所利用契約書」第10条2（感染症及び衛生管理）、第4条⑦に記したとおり、当施設から契約解除の該当事由に当たりますので予め、ご了承下さい。）

朝食は7時30分、昼食は11時30分、夕食は17時30分から開始です。

- ⑤入浴；週に2回。ただし、ご利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。
- ⑥服薬管理；ご利用者の状態に照らして、医師の指示のもと看護師が適切な服薬管理を行います。
- ⑦口腔ケア・口腔衛生；毎食後。
- ⑧受診援助；併設医療機関・協力病院への通院介助は、当施設職員が行います。ただし、その他の医療機関への通院介助はご家族での対応をお願いします。その際には必ず当施設の医師の許可を得て下さい。

※介護老人保健施設に入所中において、他の保険医療機関を受診する場合、施設からの依頼状が必要です。また、医療保険の窓口一部負担金が発生します。外泊・外出中に他の医療機関を受診する場合にも、同様の取り扱いとなります。

4. 【利用料金】

介護保険制度では要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。1日当りの自己負担分は以下の次の通りです。※単位＝10円。（小松島市の地域区分「その他」）
介護保険制度適用による合計金額のうち、「介護保険負担割合証」に記載されている割合が利用者負担となります。（負担割合については、「介護保険負担割合証」にて確認をお願いします。）

（1）基本料金（1日あたり）

施設利用料（介護保険制度では利用者の要介護の程度、及び、当施設の在宅復帰率とベッド回転率等により、利用料金変動することがあります。）

区分・要介護度			基本単位 1日につき	利用料 1日につき	利用者負担額（1日につき）		
					1割	2割	3割
基本型	個室	要介護1	717単位	¥7,170	¥717	¥1,434	¥2,151
		要介護2	763単位	¥7,630	¥763	¥1,526	¥2,289
		要介護3	828単位	¥8,280	¥828	¥1,656	¥2,484
		要介護4	883単位	¥8,830	¥883	¥1,766	¥2,649
		要介護5	932単位	¥9,320	¥932	¥1,864	¥2,796
	多床室	要介護1	793単位	¥7,930	¥793	¥1,586	¥2,379
		要介護2	843単位	¥8,430	¥843	¥1,686	¥2,529
		要介護3	908単位	¥9,080	¥908	¥1,816	¥2,724
		要介護4	961単位	¥9,610	¥961	¥1,922	¥2,883
		要介護5	1012単位	¥10,120	¥1,012	¥2,024	¥3,036
強化型	個室	要介護1	788単位	¥7,880	¥788	¥1,576	¥2,364
		要介護2	863単位	¥8,630	¥863	¥1,726	¥2,589
		要介護3	928単位	¥9,280	¥928	¥1,856	¥2,784
		要介護4	985単位	¥9,850	¥985	¥1,970	¥2,955
		要介護5	1040単位	¥10,400	¥1,040	¥2,080	¥3,120
	多床室	要介護1	871単位	¥8,710	¥871	¥1,742	¥2,613
		要介護2	947単位	¥9,470	¥947	¥1,894	¥2,841
		要介護3	1014単位	¥10,140	¥1,014	¥2,028	¥3,042
		要介護4	1072単位	¥10,720	¥1,072	¥2,144	¥3,216
		要介護5	1125単位	¥11,250	¥1,125	¥2,250	¥3,375

（2）加算料金

加算項目	基本単位	利用料金	利用者負担			算定回数等
			1割	2割	3割	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	51	¥510	¥51	¥102	¥153	1日につき、 基本型のみ
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	51	¥510	¥51	¥102	¥153	1日につき、 在宅強化型のみ
初期加算（Ⅰ）	60	¥600	¥60	¥120	¥180	入所日から30日以内 の期間、1日につき
初期加算（Ⅱ）	30	¥300	¥30	¥60	¥90	入所日から30日以内 の期間、1日につき
夜勤職員配置加算	24	¥240	¥24	¥48	¥72	1日につき
リハビリテーションマネジメント計画 書情報加算（Ⅰ）	53	¥530	¥53	¥106	¥159	1月につき
リハビリテーションマネジメント計画 書情報加算（Ⅱ）	33	¥330	¥33	¥66	¥99	1月につき
短期集中リハビリテーション実施加算 （Ⅰ）	258	¥2,580	¥258	¥516	¥774	入所日から3ヶ月以内 の期間、1日につき

短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	200	¥2,000	¥200	¥400	¥600	入所日から3ヶ月以内の期間、1日につき
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	240	¥2,400	¥240	¥480	¥720	入所日から3ヶ月以内の期間、1日につき
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	120	¥1,200	¥120	¥240	¥360	入所日から3ヶ月以内の期間、1日につき
若年性認知症入所者受入加算	120	¥1,200	¥120	¥240	¥360	1日につき、65歳未満の認知症の方が対象
外泊時費用	362	¥3,620	¥362	¥724	¥1,086	1月に6日間限度、外泊初日と最終日以外は施設利用料に代えて算定となります。
在宅サービスを利用した時の費用	800	¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400	1日につき、外泊初日と最終日以外と外泊時費用を算定している際には算定致しません。
ターミナルケア加算 ※上限45日とし、死亡月にまとめて加算されます。当施設より他の機関等へ転院した後、死亡された場合も加算の対象となります。	72	¥720	¥72	¥144	¥216	1日につき、死亡日以前31日以上45日以下
	160	¥1,600	¥160	¥320	¥480	1日につき、死亡日以前4日以上30日以下
	910	¥9,100	¥910	¥1,820	¥2,730	1日につき、死亡日の前日及び前々日
	1,900	¥19,000	¥1,900	¥3,800	¥5,700	1日につき、死亡日
緊急時治療管理	518	¥5,180	¥518	¥1,036	¥1,554	1月に1回、連続する3日間まで
所定疾患施設療養費（Ⅰ）	239	¥2,390	¥239	¥478	¥717	1月に1回、連続する7日間まで
所定疾患施設療養費（Ⅱ）	480	¥4,800	¥480	¥960	¥1,440	1月に1回、連続する10日間まで
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	3	¥30	¥3	¥6	¥9	1月につき
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	13	¥130	¥13	¥26	¥39	1月につき
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）イ	140	¥1,400	¥140	¥280	¥420	1回につき（1人につき1回が限度）
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）ロ	70	¥700	¥70	¥140	¥210	1回につき（1人につき1回が限度）
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）	240	¥2,400	¥240	¥480	¥720	1回につき（1人につき1回が限度）
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ）	100	¥1,000	¥100	¥200	¥300	1回につき（1人につき1回が限度）
入所前後訪問指導加算（Ⅰ）	450	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350	1回につき
入所前後訪問指導加算（Ⅱ）	480	¥4,800	¥480	¥960	¥1,440	1回につき

入退所前連携加算（Ⅰ）	600	¥6,000	¥600	¥1,200	¥1,800	1回につき（1人につき1回が限度）
入退所前連携加算（Ⅱ）	400	¥4,000	¥400	¥800	¥1,200	1回につき（1人につき1回が限度）
試行的退所時指導加算	400	¥4,000	¥400	¥800	¥1,200	3月間に1月1回を限度に
退所時情報提供加算（Ⅰ） 入所者が居宅へ退所した場合	500	¥5,000	¥500	¥1,000	¥1,500	1回につき
退所時情報提供加算（Ⅱ） 入所者が医療機関へ退所した場合	250	¥2,500	¥250	¥500	¥750	1回につき
訪問看護指示加算	300	¥3,000	¥300	¥600	¥900	1回につき
栄養マネジメント強化加算	11	¥110	¥11	¥22	¥33	1日につき
退所時栄養情報連携加算	70	¥700	¥70	¥140	¥210	1回につき
療養食加算	6	¥60	¥6	¥12	¥18	1日につき、 3回を限度
経口移行加算	28	¥280	¥28	¥56	¥84	1日につき
経口維持加算（Ⅰ）	400	¥4,000	¥400	¥800	¥1,200	1月につき
経口維持加算（Ⅱ）	100	¥1,000	¥100	¥200	¥300	1月につき
再入所時栄養連携加算	200	¥2,000	¥200	¥400	¥600	1回につき、1人につき1回が限度
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	90	¥900	¥90	¥180	¥270	1月につき
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	110	¥1,100	¥110	¥220	¥330	1月につき
自立支援促進加算	300	¥3,000	¥300	¥600	¥900	1月につき
排せつ支援加算（Ⅰ）	10	¥100	¥10	¥20	¥30	1月につき
排せつ支援加算（Ⅱ）	15	¥150	¥15	¥30	¥45	1月につき
排せつ支援加算（Ⅲ）	20	¥200	¥20	¥40	¥60	1月につき
安全対策体制加算	20	¥200	¥20	¥40	¥60	入所初日のみ
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	40	¥400	¥40	¥80	¥120	1月につき
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	60	¥600	¥60	¥120	¥180	1月につき
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22	¥220	¥22	¥44	¥66	1日につき
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18	¥180	¥18	¥36	¥54	1日につき
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6	¥60	¥6	¥12	¥18	1日につき
特定治療	医科診療報酬点数表に基づく点数					
認知症行動・心理症状緊急の対応加算	200	¥2,000	¥200	¥400	¥600	1日につき
協力医療機関連携加算（R7.3.31まで）	100	¥1,000	¥100	¥200	¥300	1月につき
協力医療機関連携加算（R7.4.1以降）	50	¥500	¥50	¥100	¥150	1月につき
協力医療機関連携加算（上記以外）	5	¥50	¥5	¥10	¥15	1月につき
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3	¥30	¥3	¥6	¥9	1日につき
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4	¥40	¥4	¥8	¥12	1日につき
認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	150	¥1,500	¥150	¥300	¥450	1月につき
認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	120	¥1,200	¥120	¥240	¥360	1月につき

高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ） ※第二種協定指定医療機関との連携	10	¥100	¥10	¥20	¥30	1月につき
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5	¥50	¥5	¥10	¥15	1月につき
新興感染症等施設療養費	240	¥2,400	¥240	¥480	¥720	1月に1回、連続する5日間まで
業務継続計画未実施減算	所定単位数の3%減算					
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の1%を減算					
身体拘束廃止未実施減算	所定単位数の1%を減算					
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100	¥1,000	¥100	¥200	¥300	1月につき
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10	¥100	¥10	¥20	¥30	1月につき

処遇改善加算等

令和6年5月まで
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）介護保険に係る料金の3.9%
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）介護保険に係る料金の2.1%
介護職員等ベースアップ等支援加算 介護保険に係る料金の0.8%
※食費・居住費・全額利用者負担分の生活費等は含まれません。
令和6年6月から
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）介護保険に係る料金の7.5%
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）介護保険に係る料金の7.1%
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）介護保険に係る料金の5.4%
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）介護保険に係る料金の4.4%
※食費・居住費・全額利用者負担分の生活費等は含まれません。

(3) その他費用

- ・ 食費 1,870 円（朝食 470 円、昼食 700 円、夕食 700 円）
ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が 1 日にお支払いいただく食費の上限となります。
- ・ 居住費（多床室 500 円/日、個室 1,700 円/日）
ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が 1 日にお支払いいただく居住費の上限となります。
* 上記①「食費」及び②「居住費（滞在費）」において、国が定める負担限度額段階（第 1 段階から 3 段階まで）の利用者の自己負担額については、次のとおりです。

利用者 負担段階	食 費 (1 日につき)	居住費 (1 日につき)	
		(多床室)	(個室)
利用者負担第 1 段階	300 円	0 円	550 円
利用者負担第 2 段階	390 円	340 円	
利用者負担第 3 段階①	650 円		1, 370 円
利用者負担第 3 段階②	1, 360 円		

- ・ 部屋代；個室 A 1 日につき 1,100 円（税込） 個室 B 1 日につき 1,650 円（税込）
※外泊時にもお支払いいただきます。
- ・ 洗濯代；私物の洗濯を施設に依頼される場合仕上がり状態で 1 日あたり 330 円（税込）
- ・ 散髪代；業者指定の金額
- ・ 健康管理費；インフルエンザ予防接種、肺炎球菌ワクチン予防接種；実費
- ・ その他（日常生活用品、立替金、診断書料、エンゼルケア料等）
別途実費が必要になります。

(4) 支払い方法

- ・ 第 5 条 2 に記したとおり、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月 10 日までに発行し、所定の方法により交付しますので、利用者及び保証人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までにお支払いください。

【入所中のお支払い】

お支払い方法は、金融機関口座から自動引き落としにするか、口座振込での方法があります。どうしてもご都合が悪い場合は窓口でのお支払いにも対応いたしますのでご相談ください。本契約にかかる確認事項【本契約第 5 条の請求書・明細書及び領収書の送付先】で支払方法を選択して下さい。

【退所時のお支払い】

① 予め、退所予定日が決定しており予定どおり退所される場合

退所時に事務所で現金でお支払い下さい。

② 上記①に該当しない場合（急変等により急に退所される場合：緊急転院・死亡退院、利用者様の自己都合による急な退所を含む）

退所された日から 1 週間以内に事務所に、現金でお支払い下さい。

請求書は退所後、数日以内に出来上がります。（※翌日が休日の場合は次の通常営業の午後以降となります。）

尚、当施設を退所されたあと、天満病院グループ内の病院、施設で引き続き、療養される場合は原則として、入所中のお支払い方法となります。但し、退所時に既に過去のお支払いを滞納されている場合は、退所時に過去の滞納分も含め、お支払いいただきます。

③ 後日、料金の追徴または返金の処理を行うことがあります。

(5) 日常生活用品について

生活に必要な備品については、利用者もしくはご家族にて準備及び管理をお願いしております。ただし、急な場合は、利用者もしくはご家族の希望により、当施設の在庫があればお出しすることが可能です。その場合は、次の価格にて買い取っていただくことになります。

- ・ 箱ティッシュ・・・・・・・・・・61 円/個
- ・ 歯ブラシ・・・・・・・・・・129 円/個
- ・ 歯磨き粉・・・・・・・・・・220 円/個
- ・ 乾電池【単 3・単 4】2 本入り・・・・・・273 円

個人情報の取扱いについて
(令和6年4月1日現在)

1. 基本的事項

介護老人保健施設小松島名月苑(以下、当施設という。)は、個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別されうるものをいう。)の保護の重要性を認識し、当施設が提供する介護サービス実施に当たっては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し個人の権利利益を侵害する事のないよう、個人情報の取り扱いを適正に行うものとします。

2. 秘密の保持

当施設は、介護サービス提供により業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しません。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とします。

3. 当施設従業員の遵守

当施設は、当施設に従事している者に対して、在職中及び退職後においても業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報保護に必要な事項を遵守させるものとします。

4. 収集の制限・内容の正確性の確保

当施設は、当施設サービス提供を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な方法で収集するとともに正確かつ最新の内容に保つこととします。

5. 利用の制限

当施設は、個人情報を取扱うにあたっては、その利用目的を特定し書面により同意されたものについてのみ利用します。また、利用目的外に利用する場合には、個別に書面により同意を得るものとします。尚、当施設では6(3)③居室等での名札や外部からの入所に関する問い合わせ、また、機関紙やホームページにおける誕生日紹介、個人写真の掲載については、個別に希望を聴取し選択(同意)していただくようにしております。本契約にかかる確認事項【個人情報に関する事項】へ丸印をご記入下さい。

6. 利用目的

当施設では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する当施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

(1) 介護関係事業者内部での利用目的

- ① 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービスの利用者に係る事業所等の管理業務のうち
 - ・入退所等の管理
 - ・会計・経理
 - ・事故等の報告
 - ・当該利用者の介護、医療サービスの向上

(2) 他の事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ① 当施設が利用者等に提供するサービスのうち
 - ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者、地域密着型サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者や居宅介護支援事業所、介護予防支援事業者等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
 - ・利用者の診療等に当り、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ・検体検査業務の委託、その他の業務委託
 - ・家族等への心身の状況説明
- ② 介護保険事務のうち
 - ・審査支払機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
 - ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

(3) 上記以外の利用

- ①介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ②介護保険当施設等において行われる学生の実習への協力
- ③居室等での名札
- ④当施設でのクラブ活動等の作品展示の名札
- ⑤行政機関・介護関係事業者間等の研修会、研究会等への発表の資料

(4) 法令上、介護関係事業者が行うべき義務として

- ①サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ②居宅介護支援事業者等との連携
- ③利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④利用者に病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡等
- ⑤生命・身体の保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)

(5) 行政機関等の報告徴収、立入検査等に応じることが間接的に義務づけられているもの

- ①市町村による文書等提出等の要求への対応
- ②厚生労働大臣又は都道府県知事による報告命令、帳簿書類等の提示命令等への対応
- ③都道府県知事による立ち入り検査等への対応
- ④市町村が行う利用者からの苦情に関する調査への協力等
- ⑤事故発生時の市町村への連絡

7. 利用同意の取り消し

個人情報取得する時点で、本人の同意がなされたもののうち、その一部について同意を取り消す旨の申出があった場合は、その後の個人情報の取扱いについては、本人の同意が取り消されなかった範囲に限定して取扱うものとします。

8. 保有個人データの開示

当施設が保有する個人データについて、本人から開示等の求めがあった場合には、担当者の意見を聴いた上で、速やかに開示等をするか否か等を決定します。なお、開示等をしない場合は、その理由を文書で通知します。

開示等の受付先 苦情受付担当者(介護老人保健施設小松島名月苑 支援相談員)

開示手数料 実費

9. 苦情処理体制

個人情報利用の取扱いに関して相談・苦情・疑問・開示を希望される場合には、前項の苦情受付担当者にお申し出ください。

確認事項(入所)

【個室への入所のご希望】 重要事項説明書1の3居室等の概要より※

居室・設備の種類	室数	備考	ご回答欄
個室(1人部屋)Aタイプ	2 室	1,100 円(消費税込)	希望する ・ 希望しない
個室(1人部屋)Bタイプ	3 室	1,650 円(消費税込)	希望する ・ 希望しない

※重要事項説明書 1 の 3 に記載したとおり、ご利用者の心身の状況や居室の空き状況により、ご希望に沿えない場合もあります。予め、ご了承下さい。

【私物の洗濯】 重要事項説明書2の4(3)【利用料金】より^{注)}

	希望欄
私物の洗濯	①1 ヶ月 4,950 円(税込)で御願います
	②1 回 330 円(税込)で御願います
	③自宅で行います

注)当施設では大型の毛布やウール製品の洗濯はできません。また、③自宅での洗濯を希望された場合でも汚物による汚染など急を要する場合は当施設で洗濯いたします。

※大きな寝具(普通の毛布・敷き毛布等)を洗濯する場合は 1 回につき 330 円(税込)を頂きます。

【個人情報に関する事項】 重要事項説明書3の5利用の制限より^注

摘要	ご回答欄
①療養室入口への氏名の表示	表示してよい ・ 表示しないでほしい ・ イニシャルでの表示は可
②外部からの問い合わせ	答えて構わない ・ 答えないでほしい
③機関誌やホームページへの写真の掲載	掲載して構わない ・ 掲載しないでほしい ・ 当施設内のみ可

注①但し、ベッドサイドの氏名の表示につきましては間違いを避けるため掲示させていただきよう、ご協力を御願ひしております。ベッドサイドの氏名の表示を拒否される場合はご相談ください。

注②外部からの問い合わせを“答えないでほしい”を希望される場合、入所確認の有無についてのみならず、ご家族かどうかの確認が電話では不可能なため、ご家族からの電話等もおつなぎできないこともあります。

注③機関誌は小松島名月苑ご利用者、及び、ご家族に御覧いただくことを目的としたものです。ホームページ(URL)は、<http://tenma-hpg.com/kaigo/yuyusou/>で御覧いただけます。

※写真の掲載の拒否をされている利用者様に関しましては、ご本人と判別できる写真は使用しません。しかし、使用している写真等に後姿や本人と判別しがたいものは掲載の可能性があることをご了承下さい。

【その他】

摘要	ご回答欄
①当施設での散髪	利用する ・ 利用しない
②日常生活用品について必要に応じて	購入して構わない ・ 持参する
③インフルエンザ予防接種	希望する ・ 希望しない

【入所時のリスクに関する事項】

当施設では、利用者が快適な入所生活を送られますように、安全な環境づくりに努めておりますが、利用者の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因により、下記の危険性が伴うことを十分にご理解下さい。

《高齢者の特徴に関して》

(ご確認いただきましたら□に✓をお願い致します)

- ☐ 歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等による骨折・外傷、頭蓋内の損傷の恐れがあります。
- ☐ 当施設は、原則的に拘束は行わないこと、リハビリ訓練を行うこと等から、転倒・転落による事故の可能性がります。
- ☐ 高齢者の骨はもろく、通常の対応でも容易に骨折する恐れがあります。
- ☐ 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離が出来やすい状態にあります。
- ☐ 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても、皮下出血が出来やすい状態にあります。
- ☐ 加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険が高い状態にあります。
- ☐ 高齢者であることにより、脳や心臓の疾患により、急変・急死される場合もあります。
- ☐ 本人の全身状態が急に悪化した場合、当施設の医師の判断で緊急に医療機関へ搬送を行うことがあります。

以上のことは、ご自宅でも起こりうることでありますので、十分ご留意頂きますようお願い申し上げます。

なお、説明で分からないことがあれば、ご遠慮なくお尋ね下さい。

署名押印

以上、利用者、及び、保証人が当施設の説明者より、重要事項説明書 1・2・3 に基づき、重要事項についての説明を受け、十分に理解した上で指定介護老人保健施設サービスの提供開始に同意し、入所契約を締結したことを証するため、本書2通を作成し、記名捺印のうえ、利用者(保証人)と、当施設が双方各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

【利用者】 住 所

氏 名 (直筆・代筆) (印)

【保証人】 住 所

氏 名 (利用者との続柄) (印)

【後見人】※ 住 所

氏 名 (利用者との続柄) (印)

{※保証人不在の場合のみ記入}

【当施設】 所在地 徳島県小松島市中田町字狭間 48 番地
施設名 医療法人 栄寿会 介護老人保健施設 小松島名月苑
開設者 理事長 福本 礼 (印)

【説明者】 所在地 徳島県小松島市中田町字狭間 48 番地
施設名 医療法人 栄寿会 介護老人保健施設 小松島名月苑
職氏名 (印)

この規定は令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

この規定は令和 6 年 8 月 1 日より施行する。



介 護 老 人 保 健 施 設

小 松 島 名 月 苑

(短期入所)

重 要 事 項 説 明 書



773-0015 小松島市中田町字狭間 48 番地

TEL 0885-33-1828

FAX 0885-32-0853

介護老人保健施設小松島名月苑のご案内
(令和6年4月1日現在)

1.【施設の概要】

法人名	医療法人 栄寿会
法人所在地	徳島県徳島市名東町1丁目91番地
代表者氏名	理事長 福本 礼
施設名	介護老人保健施設小松島名月苑
開設年月日	平成5年10月1日
所在地	徳島県小松島市中田町字狭間 48 番地
定員	57 名
電話番号	0885-33-1828
FAX 番号	0885-32-0853
管理者の職・氏名	施設長(医師) 片山 和久
介護保険事業所番号	3650380011

2.【運営方針】

当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指します。

当施設では、利用者の意思および人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体束縛を行いません。

当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者および関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。

3.【居室等の概要】 施設では以下の居室・設備をご用意しています。尚、室料は全額自己負担となります。

居室・設備の種類	室数	室料(月額)
個室(1人部屋)Aタイプ	2 室	1,100 円(消費税込)
個室(1人部屋)Bタイプ	3 室	1,650 円(消費税込)
4人部屋	13 室	無料

個室への入所をご希望される場合は、その旨お申し出ください。(個室への入所のご希望の回答欄の“希望する”を丸で囲んで下さい。)但し、ご利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。

4.【定員】

入所定員	57 名(57 床)
短期入所療養介護	上記 57 床のうちの空床を利用
通所定員	20 名

5.【施設の職員体制】従業者の勤務体制

施設の定員より介護保険法上の人員基準に定められた従業者の職種別人員数は以下のとおりです。

利用者全体の介護の度合いを考慮して通常業務に支障がないよう早出・遅出・夜勤等を組み合わせます。

	職員数	業務内容
医師	1名以上 (常勤専任)	利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
看護職員	6 名以上 (常勤換算)	(夜勤1名)医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の施設サービス計画及びリハビリテーション計画に基づく看護を行う。
介護職員	13 名以上 (常勤換算)	(夜勤2名) 介護職員のうち6割以上が介護福祉士資格保有者。利用者の施設サービス計画及びリハビリテーション計画に基づく介護を行う。
支援相談員	1名以上	利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
理学療法士等	1名以上 (常勤換算)	医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
介護支援専門員	1名以上	利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
管理栄養士	1名以上	利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。

6.【留意事項】

- ・面会は、9:00 から 17:00 までとします。(感染状況等により制限させていただく場合があります。)
- ・消灯時間は、21:00 とします。
- ・外出外泊は、職員の許可を得てください。
- ・館内は禁煙とします。
- ・ペットの持ち込みは、禁止します。
- ・利用者の営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は禁止します。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止します。
- ・アルコール、たばこ、ライター、刃物等の持ち込みは禁止します。

7.【必要物品】

①所持品・備品等の持ち込みは、最低必要限度とします。

介護保険証及び各種健康保険証(確認後返却します)

洗面用具(コップ、歯ブラシ、タオル5枚、電気カミソリなど)・トレーナースーツ・肌着・靴下3～5枚・介護用シューズ・大判タオル5枚。《必ずすべてにフルネームを記入してください。詳細については別紙にて説明あります。》

※自分の毛布等を利用される場合は防災仕様のものをお願いします。

②貴重品や私物の管理は利用者またはご家族でお願いします。特に現金は必要ありませんので、施設内での保管はご遠慮ください。万が一紛失されても、責任は負いかねます。

現金が必要な場合は、ご家族と相談の上、当施設で立て替えて利用料請求時に一緒に請求させていただきます。

③入所中、外泊中を問わず、歯科以外の医療機関にかかる場合は前もって医師または支援相談員にお知らせください。各種健康保険証・重度心身障害者等医療受給者証が別途必要となります。

8.【協力医療機関等】

当施設は利用者に対し施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関または協力歯科医療機関での診察を依頼することがあります。

＜協力医療機関＞

名称	医療法人栄寿会 小松島天満クリニック
所在地	小松島市中田町字狭間 47 番地
電話	0885-32-8870
名称	医療法人栄寿会 天満病院
所在地	徳島市蔵本町 1 丁目 5 番地 1
電話	088-632-1520
名称	医療法人加藤会 小松島金磯病院
所在地	小松島市金磯町 10 番 19 号
電話	0885-33-1211

＜協力歯科医療機関＞

名称	山本歯科クリニック
所在地	小松島市中郷桜馬場 8 番 7 号
電話	0885-33-2530

当施設は利用者に対し当施設での対応が困難な状態または専門的な医学的対応が必要と判断した場合、責任をもって他の専門的機関を紹介します。

9.【緊急時の対応、及び、事故発生時の対応】

①緊急時の対応

その他、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設では、利用者に対し必要な措置を講じますが、当施設の医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、まずは協力医療機関、次いで、他の機関での診療を依頼します。原則として、依頼前には身元保証人(緊急連絡先)へ速やかに連絡しますが、病状が深刻で、早急な対応が望まれる場合、緊急連絡先に連絡がつかない場合には、関係者への事前説明は行わず、当施設の医師の判断により、医療機関へ搬送いたします。

②事故発生時の対応

サービス提供中にけが等の事故が発生した場合は応急処置をし、協力医療機関に受診、または救急車を要請した上で利用者および扶養者が同意書に記載した者に対し速やかに連絡します。重大な事故の場合は保険者である市町村に連絡します。なお損害賠償に対応できるよう損害保険に加入しております。

事故対策委員会を設置し原因を究明し、再発防止に努めます。

10.【サービスご利用時のリスクについて】

本契約にかかる確認事項(短期)【サービスご利用時のリスクに関する事項】を御覧の上、予めご了承下さい。

11.【苦情または要望】

利用者および扶養者は当施設の提供する介護保健施設サービスに対して、苦情または要望等を管理者、介護支援専門員または支援相談員に申し出ることができます。

【管理者 片山和久】【介護支援専門員 仁義由香利】【支援相談員 渡部知弘、神原尚子】

直接職員等に言いにくい場合は、ご意見箱に投書下さるか、郵送でも構いません。また各市町村介護担当窓口（次頁）や徳島県国民健康保険団体連合会介護保険課（TEL 088-666-0117）に申し出ることも出来ます。

苦情または要望等は担当部署が問題点を改善し、介護支援専門員が整理・記録し、管理者が管理します。ご不明な点、ご質問、ご意見、見学の希望等ございましたらご遠慮なくおたずねください。

・お問い合わせ（連絡先 TEL0885-33-1828 介護老人保健施設小松島名月苑）

＜各市町村介護保険担当窓口＞

市町村窓口	住所	電話番号
徳島市役所保健福祉部 介護保険課	徳島市幸町 2 丁目 5	088-621-5586
鳴門市役所健康福祉部 長寿介護課	鳴門市撫養町南浜字東浜 170 番地	088-684-1175
小松島市役所 保健福祉部 介護福祉課	小松島市横須町 1 番 1 号	0885-32-3507
阿南市役所 保健福祉部 介護保険課	阿南市富岡町トノ町 12 番地 3	0884-22-1793
南部総合県民局 保健福祉環境部	海部郡美波町奥河内字弁才天 17 番地 1	0884-74-7361
阿波市役所 健康福祉部 介護保険課	阿波市市場切幡字古田 201 番地 1	0883-36-6814
美馬市役所保健福祉部 長寿・障がい福祉課	美馬市穴吹町穴吹字九反地 5 番地	0883-52-5605
三好市役所みよし広域連合介護保険センター	三好市池田町マチ 2429 番地 1	0883-76-0030
西部総合県民局 保健福祉環境部	三好市池田町マチ 2415 三好庁舎	0883-76-0413
吉野川市役所 健康福祉部 介護保険課	吉野川市鴨島町鴨島 115 番地 1	0883-22-2264
石井町役場 長寿社会課 介護保険係	名西郡石井町高川原字高川原 121 番地 1	088-674-6111
藍住町役場 健康推進課	板野郡藍住町奥野字矢上前 52 番地 1	088-637-3115
板野町役場 福祉保健課(介護保険室)	板野郡板野町吹田字町南 22 番地 2	088-672-3311
つるぎ町役場 長寿介護課 介護保険係	美馬郡つるぎ町貞光字中須賀 42 番地 1	0883-62-3113
上板町役場 福祉保健課	板野郡上板町七條字経塚 42	088-694-6810
神山町役場 健康福祉課 介護保険係	名西郡神山町神領字本野間 100	088-676-1114
海陽町役場 地域包括ケア推進課	海部郡海陽町奥浦字新町 44 番地	0884-73-4312
勝浦町役場 福祉課	勝浦郡勝浦町大字久国字久保田 3	0885-42-1502
上勝町役場 本庁 住民課	勝浦郡上勝町大字福原字下横峯3番1号	0885-46-0111
北島町役場 保険福祉課	板野郡北島町中村字上地 23-1 北島総合庁舎	088-698-9805
松茂町役場 長寿社会課	板野郡松茂町広島字東裏 30 番地	088-699-2190
那賀町役場 保健医療福祉課	那賀郡那賀町延野字王子原 31 番地 1	0884-62-1141
牟岐町役場 健康生活課	海部郡牟岐町大字中村字本村 7-4	0884-72-3417
佐那河内村役場 健康福祉課	名東郡佐那河内村下字西ノハナ 31 番地	088-679-2971
美波町役場 福祉課	海部郡美波町奥河内字本村 18-1	0884-77-3614
東みよし町役場 福祉課	三好郡東みよし町加茂 3360	0883-82-6306

※その他の窓口；徳島県庁 保健福祉部 長寿いきがい課 介護保険指導担当

〒770-8570 徳島市万代町 1 丁目 1 TEL:088-621-2159

12.【衛生管理】

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針(別添)

を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

- (1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
- (4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

3 管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

13.【非常災害対策】

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者を定める。
- (2) 火元責任者には、各階職員の主任及び職務責任者を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼し、点検の際は防火管理者が立会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)……年2回以上
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……随時
 - ④ 災害対策訓練(地震、水害等)……年1回以上その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (7) 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

14.【業務継続計画の策定等について】

施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するために、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

15.【入所中のリスクについて】

契約にかかる確認事項の【入所中のリスクに関する事項】を御覧の上、予めご了承下さい。

短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)について
(令和6年8月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証・介護保険負担割合証等を確認させていただきます。

2. サービスについての概要

短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)は、要介護者(介護予防短期入所療養介護にあつては要支援者)の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)計画が作成されますが、その際、利用者・保証人(ご家族)の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. サービスの内容

①医療;介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療を行います。

②看護・介護;施設サービス計画(ケアプラン)に基づいて実施します。計画は、定期的に(3ヶ月単位)及び介護保険更新時に見直します。

③機能訓練;当施設は医師の指示により理学療法士等が集团的・個人的訓練を実施します。

④食事;管理栄養士が普通食・療養食・刻み食・流動食等を用意します。施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。持込品がある場合は、必ず職員にお伝え下さい。お祝いなどで食べる場合等、その場で食べきれる量の持込みでお願いします。また、感染症・食中毒予防等の理由により、お控えいただく場合があります。「入所利用契約書」第10条2(感染症及び衛生管理)、第4条⑦に記したとおり、当施設から契約解除の該当事由に当たりますので予め、ご了承下さい。)

朝食は7時30分、昼食は11時30分、夕食は17時30分から開始です。

⑤入浴;週に2回。ただし、ご利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

⑥服薬管理;ご利用者の状態に照らして、医師の指示のもと看護師が適切な服薬管理を行います。

⑦口腔ケア・口腔衛生;毎食後。

⑧受診援助;併設医療機関・協力病院への通院介助は、当施設職員が行います。ただし、その他の医療機関への通院介助はご家族での対応をお願いします。その際には、必ず当施設の医師の許可を得てください。

※介護老人保健施設に入所中において、他の保険医療機関を受診する場合、施設からの依頼状が必要です。また、医療保険の窓口一部負担金が発生します。外泊・外出中に他の医療機関を受診する場合にも、同様の取り扱いとなります。

4.【利用料金】

介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。1 日当りの自己負担分は以下の次の通りです。※単位＝10 円。（小松島市の地域区分「その他」）

介護保険制度適用による合計金額のうち、「介護保険負担割合証」に記載されている割合が利用者負担となります。（負担割合については、「介護保険負担割合証」にて確認をお願いします。）

(1)基本料金(1 日につき)施設利用料(介護保険制度では利用者の要介護の程度、及び、当施設の在宅復帰率とベッド回転率等により、利用料金変動することがあります。)

区分・要介護度			基本単位 1 日につき	利用料 1 日につき	利用者負担額(1 日につき)		
					1 割負担	2 割負担	3 割負担
基本型	個室	要介護1	753 単位	¥7,530	¥753	¥1,506	¥2,259
		要介護2	801 単位	¥8,010	¥801	¥1,602	¥2,403
		要介護3	864 単位	¥8,640	¥864	¥1,728	¥2,592
		要介護4	918 単位	¥9,180	¥918	¥1,836	¥2,754
		要介護5	971 単位	¥9,710	¥971	¥1,942	¥2,913
	多床室	要介護1	830 単位	¥8,300	¥830	¥1,660	¥2,490
		要介護2	880 単位	¥8,800	¥880	¥1,760	¥2,640
		要介護3	944 単位	¥9,440	¥944	¥1,888	¥2,832
		要介護4	997 単位	¥9,970	¥997	¥1,994	¥2,991
		要介護5	1052 単位	¥10,520	¥1,052	¥2,104	¥3,156
強化型	個室	要介護1	819 単位	¥8,190	¥819	¥1,638	¥2,457
		要介護2	893 単位	¥8,930	¥893	¥1,786	¥2,679
		要介護3	958 単位	¥9,580	¥958	¥1,916	¥2,874
		要介護4	1017 単位	¥10,170	¥1,017	¥2,034	¥3,051
		要介護5	1074 単位	¥10,740	¥1,074	¥2,148	¥3,222
	多床室	要介護1	902 単位	¥9,020	¥902	¥1,804	¥2,706
		要介護2	979 単位	¥9,790	¥979	¥1,958	¥2,937
		要介護3	1044 単位	¥10,440	¥1,044	¥2,088	¥3,132
		要介護4	1102 単位	¥11,020	¥1,102	¥2,204	¥3,306
		要介護5	1161 単位	¥11,610	¥1,161	¥2,322	¥3,483

区分・要介護度			基本単位 1 日につき	利用料 1 日につき	利用者負担額(1 日につき)		
					1 割負担	2 割負担	3 割負担
基本型	個室	要支援1	579 単位	¥5,790	¥579	¥1,158	¥1,737
		要支援2	726 単位	¥7,260	¥726	¥1,452	¥2,178
	多床室	要支援1	613 単位	¥6,130	¥613	¥1,226	¥1,839
		要支援2	774 単位	¥7,740	¥774	¥1,548	¥2,322
強化型	個室	要支援1	632 単位	¥6,320	¥632	¥1,264	¥1,896
		要支援2	778 単位	¥7,780	¥778	¥1,556	¥2,334
	多床室	要支援1	672 単位	¥6,720	¥672	¥1,344	¥2,016
		要支援2	834 単位	¥8,340	¥834	¥1,668	¥2,502

2) 加算料金

加算項目	基本 単位	利用料	利用者負担			算定回数等
			1 割負担	2 割負担	3 割負担	
在宅復帰在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	51	¥510	¥51	¥102	¥153	1日につき
在宅復帰在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	51	¥510	¥51	¥102	¥153	1日につき
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3	¥30	¥3	¥6	¥9	1日につき
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4	¥40	¥4	¥8	¥12	1日につき
認知症ケア加算	76	¥760	¥76	¥152	¥228	1日につき
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	¥2,000	¥200	¥400	¥600	1日につき
個別リハビリテーション実施加算	240	¥2,400	¥240	¥480	¥720	1日につき
送迎加算	184	¥1,840	¥184	¥368	¥552	片道につき
療養食加算	8	¥80	¥8	¥16	¥24	1回につき
緊急時治療管理	518	¥5,180	¥518	¥1,036	¥1,554	3日間を限度として、1日につき
特定治療	医科診療報酬点数表に基づく点数					
夜勤職員配置加算	24	¥240	¥24	¥48	¥72	1日につき
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	¥220	¥22	¥44	¥66	1日につき
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	¥180	¥18	¥36	¥54	1日につき
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6	¥60	¥6	¥12	¥18	2日につき
若年性認知症利用者受入加算	120	¥1,200	¥120	¥240	¥360	3日につき
重度療養管理加算	120	¥1,200	¥120	¥240	¥360	4日につき
業務継続計画未実施減算	所定単位数の1%を減算					
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の1%を減算					
身体拘束廃止未実施減算	所定単位数の1%を減算					
緊急短期入所受入加算	90	¥900	¥90	¥180	¥270	1日につき
総合医学管理加算	275	¥2,750	¥275	¥550	¥825	10日を限度として、1日につき
口腔連携強化加算	50	¥500	¥50	¥100	¥150	1月に1回に限り
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100	¥1,000	¥100	¥200	¥300	1月につき
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10	¥100	¥10	¥20	¥30	1月につき

処遇改善加算等

令和6年5月まで
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)介護保険に係る料金の3.9%
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)介護保険に係る料金の2.1%
介護職員等ベースアップ等支援加算 介護保険に係る料金の0.8%
※食費・居住費・全額利用者負担分の生活費等は含まれません。
令和6年6月から
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)介護保険に係る料金の7.5%
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)介護保険に係る料金の7.1%
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)介護保険に係る料金の5.4%
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)介護保険に係る料金の4.4%
※食費・居住費・全額利用者負担分の生活費等は含まれません。

(3) その他費用

- ・ 食費 1,870 円(朝食 470 円、昼食 700 円、夕食 700 円)
ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。
- ・ 居住費(多床室 500 円/日、個室 1,700 円/日)
ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。

食費	1,870 円/日 (朝食 470 円、昼食 700 円、夕食 700 円)	ただし、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。
居住費	多床室 500 円/日、個室 1,700 円/日	

- ・ 部屋代; {個室A(1日につき)1,100 円(税込)、個室B(1 日につき)1,650 円(税込)}
※外泊時にもお支払いいただきます。多床室無料
- ・ 洗濯代; 私物の洗濯を施設に依頼される場合仕上がり状態で 1 日あたり 330 円(税込)
- ・ 散髪代; 業者指定の金額
- ・ 健康管理費; インフルエンザ予防接種、肺炎球菌ワクチン予防接種; 実費
- ・ 要介護認定申請代行等、通信費; 実費

(4) 支払い方法

- ・ 契約書 第5条 2 に記したとおり、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、原則としてサービス終了日に発行し、所定の方法により交付しますので、利用者及び保証人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額を請求書発行日より 3 週間以内にお支払いください。
- ・ お支払い方法は、金融機関口座から自動引き落としにするか、口座振込での方法があります。どうしてもご都合が悪い場合は窓口でのお支払いにも対応いたしますのでご相談ください。本契約にかかる確認事項【本契約第5条の請求書・明細書及び領収書の送付先】で支払方法を選択して下さい。

(5) 日常生活用品について

生活に必要な備品については、利用者もしくはご家族にて準備及び管理をお願いしております。ただし、急な場合は、利用者もしくはご家族の希望により、当施設の在庫があればお出しすることが可能です。その場合は、次の価格にて買い取っていただくことになります。

- ・ 箱ティッシュ.....61円/個
- ・ 歯ブラシ.....129円/個
- ・ 歯磨き粉.....220円/個
- ・ 乾電池【単3・単4】2本入り.....273円

(6) 食事の提供についての補足

当施設では、医師の指示のもと体調管理をはじめ、管理栄養士による利用者様の栄養管理を行っており、毎回の食事量につきましても、利用者様の状態を考慮しながら調整させていただいております。しかし、利用者様の体調や状態によっては、食欲がなく食事を残されたり、不安定な精神状態による食事拒否があったりする場合があります。このような場合には、栄養士や看護師の判断により、食事に替わる飲料等を提供させていただきます。

個人情報の取扱いについて
(令和6年4月1日現在)

1. 基本的事項

介護老人保健施設小松島名月苑(以下、当施設という。)は、個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別されるものをいう。)の保護の重要性を認識し、当施設が提供する介護サービス実施に当たっては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し個人の権利利益を侵害する事のないよう、個人情報の取り扱いを適正に行うものとします。

2. 秘密の保持

当施設は、介護サービス提供により業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しません。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とします。

3. 当施設従業者の遵守

当施設は、当施設に従事している者に対して、在職中及び退職後においても業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報保護に必要な事項を遵守させるものとします。

4. 収集の制限・内容の正確性の確保

当施設は、当施設サービス提供を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な方法で収集するとともに正確かつ最新の内容に保つこととします。

5. 利用の制限

当施設は、個人情報を取扱うにあたっては、その利用目的を特定し書面により同意されたものについてのみ利用します。また、利用目的外に利用する場合には、個別に書面により同意を得るものとします。尚、当施設では6(3)③居室等での名札や外部からの入所に関する問い合わせ、また、機関紙やホームページにおける誕生日紹介、個人写真の掲載については、個別に希望を聴取し選択(同意)していただくようにしております。本契約にかかる確認事項【個人情報に関する事項】へ丸印をご記入下さい。

6. 利用目的

当施設では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する当施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

(1)介護関係事業者内部での利用目的

- ① 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービスの利用者に係る事業所等の管理業務のうち
 - ・入退所等の管理
 - ・会計・経理
 - ・事故等の報告
 - ・当該利用者の介護、医療サービスの向上

(2)他の事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ① 当施設が利用者等に提供するサービスのうち
 - ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者、地域密着型サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者や居宅介護支援事業所、介護予防支援事業者等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
 - ・利用者の診療等に当り、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ・検体検査業務の委託、その他の業務委託
 - ・家族等への心身の状況説明
- ②介護保険事務のうち
 - ・審査支払機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
 - ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

(3) 上記以外の利用

- ① 介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ② 介護保険当施設等において行われる学生の実習への協力
- ③ 居室等での名札
- ④ 当施設でのクラブ活動等の作品展示の名札
- ⑤ 行政機関・介護関係事業者間等の研修会、研究会等への発表の資料

(4) 法令上、介護関係事業者が行うべき義務として

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業者等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)

(5) 行政機関等の報告徴収、立入検査等に応じることが間接的に義務づけられているもの

- ① 市町村による文書等提出等の要求への対応
- ② 厚生労働大臣又は都道府県知事による報告命令、帳簿書類等の提示命令等への対応
- ③ 都道府県知事による立ち入り検査等への対応
- ④ 市町村が行う利用者からの苦情に関する調査への協力等
- ⑤ 事故発生時の市町村への連絡

7. 利用同意の取り消し

個人情報を取得する時点で、本人の同意がなされたもののうち、その一部について同意を取り消す旨の申出があった場合は、その後の個人情報の取扱いについては、本人の同意が取り消されなかった範囲に限定して取扱うものとします。

8. 保有個人データの開示

当施設が保有する個人データについて、本人から開示等の求めがあった場合には、担当者の意見を聴いた上で、速やかに開示等をするか否か等を決定します。なお、開示等をしない場合は、その理由を文書で通知します。

開示等の受付先 苦情受付担当者(介護老人保健施設小松島名月苑 支援相談員 渡部知弘)

開示手数料 実費

9. 苦情処理体制

個人情報利用の取扱いに関して相談・苦情・疑問・開示を希望される場合には、前項の苦情受付担当者にお申し出ください。

確認事項(短期入所)

【個室への入所のご希望】 重要事項説明書1の3居室等の概要より※

居室・設備の種類	室数	備考	ご回答欄
個室(1人部屋)Aタイプ	2室	1,100 円(消費税込)	希望する・希望しない
個室(1人部屋)Bタイプ	3室	1,650 円(消費税込)	希望する・希望しない

※重要事項説明書1の3に記載したとおり、ご利用者の心身の状況や居室の空き状況により、ご希望に沿えない場合もあります。予め、ご了承下さい。

【私物の洗濯】 重要事項説明書2の3.【利用料金】より^{注)}

	希望欄
私物の洗濯	
①1ヶ月 4,950 円(税込)で御願います	
②1回 330 円(税込)で御願います	
③自宅で行います	

注)当施設では大型の毛布やウール製品の洗濯はできません。また、③自宅での洗濯を希望された場合でも汚物による汚染など急を要する場合は当施設で洗濯いたします。

※大きな寝具(普通の毛布・敷き毛布等)を洗濯する場合は1回につき330円(税込)を頂きます。

【個人情報に関する事項】 重要事項説明書3の5利用の制限より^注

摘要	ご回答欄
①療養室入口への氏名の表示	表示してよい・表示しないでほしい・イニシャルでの表示は可
②外部からの問い合わせ	答えて構わない・答えないでほしい
③機関誌やホームページへの写真の掲載	掲載して構わない・掲載しないでほしい・当施設内のみ可

注①但し、ベッドサイドの氏名の表示につきましては間違いを避けるため掲示させていただきよう、ご協力を御願ひしております。ベッドサイドの氏名の表示を拒否される場合はご相談ください。

注②外部からの問い合わせを“答えないでほしい”を希望される場合、入所確認の有無についてのみならず、ご家族かどうかの確認が電話では不可能なため、ご家族からの電話等もおつなぎできないこともあります。

注③機関誌は小松島名月苑ご利用者、及び、ご家族に御覧いただくことを目的としたものです。ホームページ(URL)は、<https://tenma-hpg.com/kaigo/yuyusou/>で御覧いただけます。

※写真の掲載の拒否をされている利用者様に関しましては、ご本人と判別できる写真は使用しません。しかし、使用している写真等に後姿や本人と判別しがたいものは掲載の可能性があることをご了承下さい。

【サービスご利用時のリスクに関する事項】

当施設では、利用者が快適なサービスを受けられますように、安全な環境づくりに努めておりますが、利用者の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因により、下記の危険性が伴うことを十分にご理解下さい。

《高齢者の特徴に関して》

(ご確認いただきましたら□に✓をお願い致します)

- ☐ 歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等による骨折・外傷、頭蓋内の損傷の恐れがあります。
- ☐ 当施設は、原則的に拘束は行わないこと、リハビリ訓練を行うこと等から、転倒・転落による事故の可能性がります。
- ☐ 高齢者の骨はもろく、通常の対応でも容易に骨折する恐れがあります。
- ☐ 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離が出来やすい状態にあります。
- ☐ 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても、皮下出血が出来やすい状況にあります。
- ☐ 加齢や認知症の症状により水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険が高い状態にあります。
- ☐ 高齢者であることにより、脳や心臓の疾患により、急変・急死される場合もあります。
- ☐ 本人の全身状態が急に悪化した場合、当施設の医師の判断で緊急に医療機関へ搬送を行うことがあります。

以上のことは、ご自宅でも起こりうることでありますので、十分ご留意頂きますようお願い申し上げます。なお、説明で分からないことがあれば、ご遠慮なくお尋ね下さい。

署名押印

以上、利用者、及び、保証人が当施設の説明者より、重要事項説明書 1・2・3 に基づき、重要事項についての説明を受け、十分に理解した上で指定介護老人保健施設サービスの提供開始に同意し、入所契約を締結したことを証するため、本書2通を作成し、記名捺印のうえ、利用者(保証人)と、当施設が双方各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

【利用者】 住 所

氏 名 (印)

(直筆・代筆)

【保証人】 住 所

氏 名 (利用者との続柄) (印)

【後見人】※ 住所

氏 名 ()
(利用者との続柄)

{※保証人不在の場合のみ記入}

【当施設】所在地 徳島県小松島市中田町字狭間 48 番地
施設名 医療法人 栄寿会 介護老人保健施設小松島名月苑
開設者 理事長 福本 礼 (印)

【説明者】 所在地 徳島県小松島市中田町字狭間 48 番地
 施設名 医療法人 栄寿会 介護老人保健施設小松島名月苑
 職氏名 (印)

この規定は令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

この規定は令和 6 年 8 月 1 日より施行する。